

アジア・カルヴァン学会規約

(1988年2月16日制定・2006年11月24日改定)

第一条(名称) 本会の名称を「アジア・カルヴァン学会」とする。

第二条(目的) 本会は、ジャン・カルヴァンおよび宗教改革を研究する日本国内の研究者相互の連絡を図り、研究水準の向上を目指すとともに、国際カルヴァン学会(本部・オランダ)のアジア地域における研究共同体として、日本国内における連絡窓口たることを目的とする。

第三条(会員) 本会の会員は、会の目的に賛同し、別に定める所定の会費を納入した者とする。

第四条(所在地) 本会の事務所を、宮城県黒川郡大和町もみじヶ丘3-33-1に置く。
なお事務所の名称を「アジア・カルヴァン学会日本事務所」とする。

第五条(役員会) 本会の事務執行者として役員会を置く。
役員会は、代表1名、会計1名、書記1名、役員数名をもって構成し、定期的に会の運営に関して協議し、その結果を会員に連絡しなければならない。

第六条(附則) 本規約は1998年2月16日より発効する。
本規約は2006年11月24日一部改定。

この規約の内容は正しいことを証明する。

アジア・カルヴァン学会代表役員

野村 信

同会計担当役員

弓矢健児